

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 108-0074
住 所 (とうきょうと みなとく たかなわ)
東京都 港区 高輪 1-16

-15

氏 名 (にほんじどうしゃぶひんこうぎょうか
社団法人 日本自動車部品工業会
副会長・専務理事 (しまだ とよひ

島田 豊彦

電 話

電子メールアドレス

(い)

こ)

「電波有効利用政策研究会 電波利用料金部会 最終報告書(案)」に関し、別添のとおり意見を提出します。

(

電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）に関する意見

（社）日本自動車部品工業会
会長 岡部 弘

標記報告書案についての意見を以下のとおり提出いたします。

[要旨]

免許不要局の電波利用料徴収については以下の理由により反対。

- ・ 免許不要局の自由な電波利用のできる環境を確保すべき（免許不要局の電波は伝播範囲が狭く、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる惧れがない。国民が広く利便を享受すべきもの。利用料の徴収は、e-Japan 戦略等国の基本方針に反する。また規制強化にあたる。自動車産業における電波利用機器の普及発展を阻害する。）。
- ・ 免許不要局についての議論（電波の経済的利用価値、帯域占有型と非占有型の区別、料金徴収方法等）が不十分。
- ・ 免許不要局からの電波料徴収は国際的整合性にかける。

また利用料収入の用途拡大は慎重にすべき。

[本文]

（社）日本自動車部品工業会は、わが国の主要自動車部品メーカー約 460 社からなる業界団体であり、これまでの日本の自動車産業発展の一翼を担って参りました。現在会員各社は、特に自動車の利便性、運転快適性、安全性に大きく寄与すると期待される ITS 関連機器の普及、技術開発に力を注いでいるところでありますが、今般の「最終報告書（案）」は自動車における ITS をはじめとする電波利用についても大きな影響を及ぼすものとして重大な関心と懸念を持ってその議論を注視しております。

なかでも今回の「最終報告書（案）」においては免許不要局の取り扱いに関し一歩踏み出した議論がなされ、納付義務者の範囲を広げ免許不要局から電波利用料を徴収することも検討課題として含まれています。仮に免許不要局から電波利用料を徴収することになれば自動車産業における無線システムを活用した安全性、利便性向上のための取り組みの阻害要因になるものと危惧されるところであり、今般の「電波利用料金制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」については反対であります。

以下問題点を記載いたします。

1、免許不要局の自由な電波利用のできる環境を確保することが重要である。

- ①免許不要局の発する電波は、低出力で伝播範囲も小さく電波の適正利用に及ぼす影響はきわめて少ないと考えられ、電波監視等の利益も反射的なものであり使用料を賦課

すべきものではないと考えられる。むしろ、これら各種の免許不要局の活用による利便性は電波利用料の負担なく、国民が広く享受すべきものである。

- ②国の策定した「e-Japan 戦略」は IT 技術を利用し経済社会を発展させることを目的としている。自動車関連産業でも ITS 関係機器、システムをはじめ電波を利用した IT 関連技術の開発実用化を進め、自動車の安全走行、利便性の向上に努めているところであるが、仮に電波利用料が課せられた場合、利用者への負担増加によりこのような自動車関係部門での努力をも阻害し、国の政策の基本方針にも反することとなる。
- ③また、免許不要局から電波利用料を徴収するという仕組みは一種の規制強化であり民間事業の円滑な発展を阻む惧れが強い。
- ④7月30日の説明会において ETC は対象に含めていないとの説明があったが、その点報告書上に明記されておらず、議論は「一定の帯域を占有する」免許不要局を対象に検討されており、ITS 関係等自動車の無線利用も今後電波利用料の徴収対象となりうる可能性を残していると解される。このような潜在的可能性は関連機器の開発、利用拡大にとって不安定な前提であり普及阻害要因となる。免許不要局については電波利用料を課さないという原則を明確にすべきである。

2、免許不要局に関する議論が十分なされていない。

- ① 報告書では、電波利用について「電波利用共益費用」に加え新たに「経済的価値」に着目して利用料を位置づけることを提言しているが、すでに「経済的価値」を勘案している諸外国においても免許不要局について電波利用料を課していないと理解される。電波を利用して事業を行う者と、自己利用のための小電力電波を用いる一般消費者とは「経済的価値」という概念で一括りにすることはできないと考えられる。
- ② 免許不要局を「帯域占有型」と「帯域非占有型」に分類しているが、「帯域占有型」でもどのようなものが利用料徴収の対象となりうるか十分議論されていない。
- ③ 免許不要局からの徴収に関して、海外製品もふくめて徴収する制度の確立、制度維持管理費用、徴収コスト等膨大な手間と費用が予想され、得られる収入と比較してどこまで電波料徴収に意味があるか不透明である。(自動車の場合、もともとの OE 装着、輸入車、輸出車、補修品(後付け装着)等の扱いできわめて複雑になる)

3、国際的にもバランスを欠く。

上記 2 の①でも触れたとおり欧米諸国においても小電力無線局から電波利用料を徴収していない。自動車産業は世界的に安全、環境面での激しい技術開発競争を繰り広げており、諸外国では小電力無線局の自由な活動を担保し技術革新を促進している。わが国だけが電波利用について不利な条件下にあることは国民経済的にも大きなマイナスである。

4、その他

報告書案では電波利用料の見直しにあたって、その用途の拡大を提言しているがこれは収入の特別会計化を意味し行政改革に逆行するものである。研究開発費、デジタルデバイス消等の費用については研究開発の官民の役割分担、地域対策のあるべき姿を踏まえ慎重に検討すべき問題である。